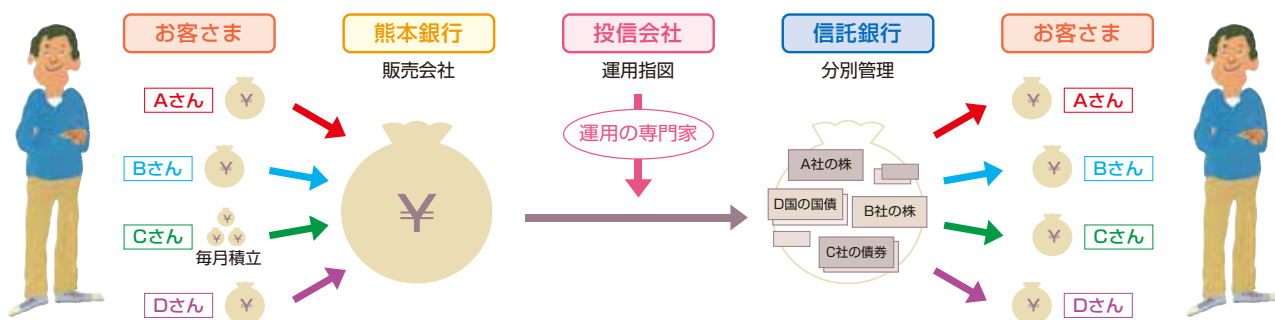


投資信託とは？

投資信託のしくみ ■ たくさんのお客さまから、お預かりした資金を大きくひとつにまとめて、専門家が運用を行います。



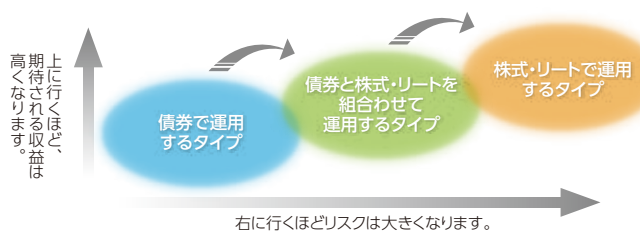
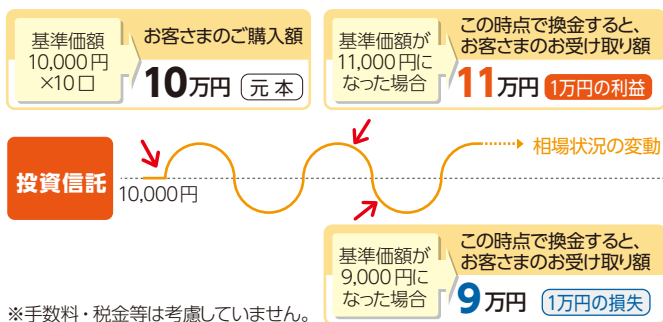
- ポイント1 5千円から投資できます。
- ポイント2 専門家が運用します。
- ポイント3 分散投資できます。
- ポイント4 いろいろなタイプがあります。

投資信託のリスクとリターンについて

■ 投資信託は、リターン(収益)が期待できる反面、元本割れする可能性がある商品です。

■ 商品によりリスクとリターンの度合いは様々です。

投資対象によりさまざまな種類がありますが、一般的に大きいリターン(収益)が期待できる商品はリスク(価格の変動幅)も大きく、リスクが小さい商品は期待できるリターンも小さくなるといわれています。



特定口座とは？

特定口座とは、熊本銀行がお客さまに代わって国内公募株式投資信託(以下「株式投資信託」)の譲渡損益を計算し、「年間取引報告書」を作成するサービスです。

[主な機能]

- ① 熊本銀行がお客さまに代わって譲渡損益を計算し「年間取引報告書」を作成しますので、確定申告が簡単になります。
 - 「年間取引報告書」は年末基準で作成し、翌年の1月末までにお客さまのお届けのご住所に郵送いたします。お客さまは、「年間取引報告書」をご利用いただくことで、確定申告の準備(譲渡損益や収益分配金の計算等)が軽減されます。
 - 一般口座や他の金融機関でお取引されている株式投資信託を含む上場株式等の配当金(収益分配金)や譲渡損失との損益通算を行う場合にも、「年間取引報告書」をご利用いただけますと、確定申告の際に便利です。
- ② 「源泉徴収あり」の特定口座をご選択された場合は、確定申告が不要となります。
 - 株式投資信託の売却取引(買取・解約・償還=以下「解約等」)の都度、年初からの譲渡損益を通算します。利益であれば源泉徴収を行い、損失であればすでに徴収した税額から還付を行います。
 - 一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算、譲渡損失の繰越控除等、必要に応じて確定申告を行うことができます。
 - 「源泉徴収あり」の特定口座に収益分配金の受入をすれば、株式投資信託の収益分配金と解約等による譲渡損失を自動的に損益通算します。

■ 源泉徴収制度の仕組み



※本申込では、「源泉徴収あり」の特定口座で「収益分配金の受入あり」を選択いただけます。「特定口座不要」、「源泉徴収なし」または「配当受入なし」をご希望のお客さまは、恐れ入りますがお取引店にご相談ください。

※法令改正等があった場合は、内容が変更になる場合があります。 ※税務上のご相談は専門の税理士にご確認ください。